

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（二次公募）

|                         |   |
|-------------------------|---|
| <p>調査研究課題 7</p>         | <p>児童虐待防止医療ネットワーク事業及び医療機関における虐待通告等の実施に関する調査研究事業</p>   |
| <p>調査研究課題を設定する背景・目的</p> | <p>平成 24 年度から、各都道府県、指定都市の中核的な医療機関を中心として児童虐待対応のネットワークづくりや保健医療従事者の教育等を行い、児童虐待対応の向上を図ることを目的に、「児童虐待防止医療ネットワーク事業」が開始した。また、平成 26 年度には児童虐待防止医療ネットワーク事業に関する検討会を開催し、「児童虐待防止医療ネットワーク事業推進の手引き」を策定し実施医療機関等に周知を行った。</p> <p>児童虐待の防止等に関する法律第 5 条においても、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師等は、児童虐待の予防、防止、児童の保護、自立支援に関して、国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めるよう求められている。また、令和元年度より児童相談所に医師及び保健師の配置が義務づけられた。</p> <p>令和 4 年度の診療報酬改定により、「不適切な養育等が疑われる小児患者に対する支援体制の評価」が、養育支援体制加算として認められた。また、小児からの臓器提供に関して、「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）にも、院内体制の下で通告を行わないと判断した場合であって家族から臓器提供の希望があった場合には、院内倫理委員会等の確認のもとに当該児童から臓器提供を行って差し支えないと明記する方向で厚生科学審議会等での審議が行われており、被虐待児の除外に当たって、医療機関が専門家へ相談できる体制が医療機関の負担を軽減すると考えられることから、相談体制の構築が求められている。</p> <p>さらに、令和 4 年度児童福祉法改正の法案審議においても、医療機関と児童相談所の連携について指摘がなされていたところである。</p> <p>これらのことを踏まえ、現状に応じた当該事業の改定が必要となっている。</p> <p>本調査研究では、「児童虐待防止医療ネットワーク事業」の実態調査、当該事業以外にも含め児童虐待対応に積極的に実施している医療機関の好事例のヒアリング、医療機関における児童虐待の早期発見のための取組や適切な通告を阻む要因の有無の調査、児童相談所等から医療機関に求める機能等の調査を実施した上で、「児童虐待防止医療ネットワーク事業推進の手引き」の改定を行うことを目的とする。</p> <p>（参考）<br/>「児童虐待防止医療ネットワーク事業推進の手引き」<br/><a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000042513.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000042513.html</a><br/>R4 診療報酬改定「不適切な養育等が疑われる小児患者に対する支援体制の評価」P3<br/><a href="https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000911811.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000911811.pdf</a></p> |

|                           |   |
|---------------------------|---|
| <p>想定される事業の<br/>手法・内容</p> | <p>1. 有識者会議の設置</p> <p>関係学会等（小児科、産科婦人科、救急医療等学会や当該ネットワーク参画医療機関等）、児童相談所等の代表者から構成される有識者会議を立ち上げ、①支援事業の現状をヒアリングし課題等を整理、②「児童虐待防止医療ネットワーク事業」や関係学会等に行うアンケート調査における調査項目等の検討、③当該事業以外も含め児童虐待対応に積極的に実施している好事例の医療機関に対するヒアリング調査、④児童相談所等、児童福祉分野へのヒアリング調査、⑤調査結果の分析、⑥調査結果に基づくマニュアル等の作成を行う。</p> <p>委員の選定については、厚生労働省子ども家庭局母子保健課と協議の上決定すること。</p> <p>※ 会議の開催に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響等に配慮し、オンラインによる開催等を検討すること。</p> <p>2. アンケート調査（悉皆調査）の実施</p> <p>(1) 調査票の発出及び回収・集計</p> <p>「児童虐待防止医療ネットワーク事業」実施医療機関、児童虐待に関与する可能性のある関係学会等を対象として、調査票を送付し、回答の回収・集計を行う。調査項目等については、事業実施者において素案を作成し、有識者会議における意見を踏まえ修正等を行うものとする。</p> <p>(2) 調査結果の分析</p> <p>調査結果から、自治体（事業実施自治体に加えて事業未実施自治体を含む）や児童虐待対応に関する医療機関における課題等について分析を行う。分析結果については、事業実施者において素案をとりまとめ、有識者会議における意見を踏まえ修正等を行うものとする。</p> <p>3. ヒアリング調査の実施（抽出調査）</p> <p>(1) 医療機関ヒアリング</p> <p>アンケート調査により好事例と判断した医療機関（事業実施自治体に加えて事業未実施自治体を含む5自治体程度の医療機関）に対しヒアリング調査を行う。なお、ヒアリング項目については、事業実施者において素案を作成し、有識者会議における意見を踏まえ修正等を行うものとする。</p> <p>(2) 自治体ヒアリング</p> <p>児童虐待対応を行う児童相談所等の職員に対して、医療機関との連携の実態や、医療機関に求める機能等のニーズについてヒアリング調査を行う。</p> <p>なお、ヒアリング項目については、事業実施者において素案を作成し、有識者会議における意見を踏まえ修正等を行うものとする。</p> |
|---------------------------|---|

|                 |   |
|-----------------|---|
|                 | <p>4. 「児童虐待防止医療ネットワーク事業推進の手引き」の改定（・他マニュアル等の策定）</p> <p>ヒアリング調査及びアンケート調査の結果を踏まえ、平成26年度に策定された「児童虐待防止医療ネットワーク事業推進の手引き」を改定（、他必要と考えられるマニュアル等策定）すること。</p> <p>改定にあたっては、既存の国・関係団体等が策定しているマニュアル・通知等、広域連携が必要となる他の事業の取組も参照し、以下の点に留意し、事業実施者において素案を作成し、有識者会議、厚生労働省子ども家庭局母子保健課における意見を踏まえ修正等を行うものとする。</p> <p>また、マニュアル等の作成に当たっては、「児童虐待防止医療ネットワーク事業」において求められる医療機関の役割と、令和4年診療報酬改定により始まった「不適切な養育等が疑われる小児患者に対する支援体制の評価」において評価される医療機関の役割との役割分担に留意すること。</p> <p>（留意事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 活用可能な予算事業や法令、参考通知等の情報</li> <li>・ 事業委託団体との調整に活用できる資料</li> <li>・ 委託契約書のひな型案</li> <li>・ 共同実施や広域利用の調整の手法等</li> <li>・ データの収集・分析、母子保健計画等の策定における国・都道府県に求められる役割の提案</li> </ul> <p>なお、本調査研究を進めるにあたっては、適宜、厚生労働省子ども家庭局母子保健課と協議すること。また、本調査研究に関する内容について公表する場合は、あらかじめ厚生労働省子ども家庭局母子保健課の承認を得ること。</p> |
| <p>求める成果物</p>   | <p>1. 上記1～4の調査研究による結果をまとめ、考察や提言を加えた電子媒体及び紙媒体での報告書及び報告書の内容をまとめた概要資料</p> <p>2. ヒアリング調査及びアンケート調査の集計結果に係る電子データ（原則Excelとする）一式</p> <p>3. 上記4で策定したマニュアル等の電子データ（原則Wordとする）</p>  |
| <p>担当課室・担当者</p> | <p>母子保健課 母子保健係（内線4975）<br/>課長補佐（内線4970）</p>   |

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（二次公募）

|                         |  |
|-------------------------|--|
| <p>調査研究課題 8</p>         | <p>母子保健における児童虐待予防等のためのリスクアセスメントの実証に関する調査研究</p>   |
| <p>調査研究課題を設定する背景・目的</p> | <p>平成 28 年度に母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）の一部を改正し、母子保健施策は児童虐待の予防や早期発見に資するものであることに留意するよう明確化された。このため、妊娠届出時や乳幼児健康診査の母子保健事業等を通じて、特定妊婦及び要支援児童等の把握に努めることが求められている。また、令和元年 12 月に成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成 30 年法律第 104 号）が施行され、身体的・精神的・社会的(biopsychosocial)な観点から包括的に切れ目なくアプローチすることが重要であることが示された。</p> <p>特定妊婦及び要支援児童等の把握については、平成 28 年 12 月 16 日付雇児母発 1216 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知「要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について」において、特定妊婦及び要支援児童等の様子や状況例を目安として示しているものの、統一されたアセスメントシートは存在せず、自治体によってアセスメントの方法やアセスメントに基づく判断は異なっている状況である。</p> <p>そのような状況を踏まえ、令和 3 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「母子保健における児童虐待予防等のためのリスクアセスメントの在り方に関する調査研究」において、文献及び各市町村の母子保健分野で使用されているアセスメントシートをもとに、児童虐待予防に資するリスクアセスメント項目を選定した。</p> <p>本研究においては、上記研究で選定されたアセスメント項目を複数の自治体で試行的に運用し、信頼性・妥当性を科学的に検証することで、市町村の母子保健事業において活用できるリスク評価の標準化に向けたアセスメントシートの作成を行う。また、アセスメントシートを活用する際の留意事項等を示したマニュアルの作成を行う。</p> |
| <p>想定される事業の手法・内容</p>    | <p>令和 3 年度に実施した「母子保健における児童虐待予防等のためのリスクアセスメントの在り方に関する調査研究」の結果を活用し、以下の事項を実施する。</p> <p>（1）複数の市町村の母子保健担当部局において調査研究への協力を得た上で、上記調査研究で選定されたアセスメント項目を試行的に運用する。実施市町村については、厚生労働省子ども家庭局母子保健課と協議の上、依頼・決定すること。</p> <p>（2）（1）を踏まえて、アセスメント項目について信頼性、妥当性、実用性の観点から精度の検証を行う。</p>   |

|          |   |
|----------|---|
|          | <p>(3) (2)を踏まえて、標準化に向けた実用性のあるアセスメントシートを作成する。</p> <p>(4) アセスメントシートを活用するに当たり、使い方や留意事項、アセスメントスコアに応じた支援方法や家庭福祉担当部局との連携方法といった自治体向けの運用マニュアルを作成する。</p> <p>なお、上記の実施に当たっては、有識者の意見を踏まえて実施するとともに、厚生労働省子ども家庭局母子保健課と協議の上、実施すること。</p> |
| 求める成果物   | <p>1) 調査・分析結果をとりまとめた報告書</p> <p>2) 収集・分析した資料やデータ等の各種電子データセット<br/> ※電子媒体及び紙媒体で提出すること。<br/> また、調査・分析に用いた電子データ一式も併せて提出すること。</p>   |
| 担当課室・担当者 | 母子保健課 課長補佐（内線4970）  |

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（二次公募）

|                  |  |
|------------------|--|
| 調査研究課題 9         | 妊婦健康診査に係る費用負担等の実態に関する調査研究事業  |
| 調査研究課題を設定する背景・目的 | <p>市町村が実施する妊婦健康診査については、「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」（平成27年厚生労働省告示第226号）において、その実施時期及び回数等や、健康診査の内容等（問診、診察等のほか、妊娠週数に応じた医学的検査の項目など）を定めている。</p> <p>また、国から市町村への財政支援については、平成25年度より、告示に定める妊婦健康診査の実施に必要な費用が措置されており、市町村は妊婦1人につき14回程度の妊婦健康診査の実施に要する費用を負担することとされている。</p> <p>こうした中で、厚生労働省においては、市町村の妊婦健康診査の公費負担の状況に係る調査を行っており、直近では令和元年10月1日に調査結果を公表している。</p> <p>（参考）<br/>妊婦健康診査の公費負担の状況に係る調査結果について（H30.4現在）<br/><a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000176691_00001.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000176691_00001.html</a></p> <p>本調査結果によると、妊婦健康診査の公費負担回数は、全ての市町村で14回以上実施されており、また、妊婦1人当たりの公費負担額は全国平均で105,734円となっている。</p> <p>一方、市町村ごとの公費負担の状況をみた場合、公費負担の対象としている検査項目や公費負担の金額、妊婦への費用助成方法（※）などは様々である。</p> <p>※妊婦への費用助成方法としては、大きく以下の2種類に分けられる。</p> <p>受診券方式：毎回の検査項目が示されている券を、妊婦が医療機関に持参して健康診査を受けるもの</p> <p>補助券方式：補助額が記載された券を、妊婦が医療機関に持参して健康診査を受けるもの（毎回の検査項目は医療機関の判断）</p> <p>また、原則として妊婦への受診券等の交付は、妊娠届出書の提出の後、母子健康手帳の交付と同時にされることから、母子健康手帳の交付前に妊婦健康診査を受けた場合の費用や、妊娠41週を超えた場合の妊婦健康診査（14回を超えた分）の費用については、妊婦の自己負担となっているという指摘がある。</p> <p>さらに、医療機関においては、告示に定める検査項目以外の検査を任意で実施している場合もあり、当該検査の費用については妊婦の自己負担となっている場合があると考えられる。</p> <p>一方で、告示においては、市町村は、原則として、妊婦健康診査を実施する医療機関等に対して、妊婦健康診査の結果等の提供を求めるよう努めるものとしてされている。これらの情報は、市町村において保健指導等の母子保健事業への積極的な活用が期待されるものであり、医療機関等からの情報提供の実態把握が</p> |

|                           |   |
|---------------------------|---|
|                           | <p>重要と考えられる。</p> <p>上記のような状況を踏まえ、本調査研究事業では、市町村が実施する妊婦健康診査に係る費用負担等の実態を把握することを目的とする。併せて、妊婦健康診査を行った医療機関から、市町村に対する健診結果のフィードバックの状況や、市町村における当該結果の活用状況（結果を踏まえた支援策など）について把握することで、妊婦健康診査を活用した更なる妊婦への支援について検討することを目的とする。</p>  |
| <p>想定される事業の<br/>手法・内容</p> | <p>1. 市町村へのアンケート調査（悉皆調査）の実施</p> <p>(1) 調査票の発出及び回収・集計</p> <p>市町村（1,741自治体）を対象として、調査票を送付し、回答の回収・集計を行う。調査項目等については、事業実施者において素案を作成し、厚生労働省子ども家庭局母子保健課の意見を踏まえ修正等を行うものとする。</p> <p>&lt;想定される主な調査項目&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関との委託契約内容（委託する妊婦健康診査の内容、契約金額（単価）、複数の自治体・医療機関等の集合契約の場合、委託締結者の範囲など）</li> <li>・上記契約の都道府県への委託の有無</li> <li>・妊婦への費用助成方法（受診券、補助券の別など）</li> <li>・母子健康手帳の交付の要件（医療機関による妊娠判定など）</li> <li>・母子健康手帳の交付前に受診した妊婦健康診査等への償還払い対応</li> <li>・妊娠41週を超えた場合の妊婦健康診査への費用助成にかかる対応</li> <li>・里帰り出産をする場合の対応（里帰り先で妊婦健康診査を受ける医療機関との契約、償還払いなど）</li> <li>・妊婦1人当たりの平均妊婦健康診査の実施回数等</li> <li>・妊婦健康診査を実施する医療機関等からの妊婦健康診査の結果等の市町村へのフィードバック状況や市町村における活用状況及びこれらにかかる課題等</li> </ul> <p>(2) 調査結果の分析</p> <p>調査結果から、妊婦健康診査に関する課題等に関する分析を行う。</p> <p>2. 市町村、都道府県へのヒアリング調査（抽出調査）の実施</p> <p>アンケート調査の結果を踏まえ、市町村及び都道府県（契約の委託を受けている場合）に対するヒアリング調査を行う（対象自治体は、「市町村単独契約」「都道府県委託契約」、「受診券／補助券別」のバランスを考慮するとともに、妊婦への自己負担軽減の取組や、健診結果の効果的な活用などを実施している自治体として15～20自治体程度とする）。この際、契約書や受診券等の書類に関する情報も併せて収集すること。ヒアリング項目等については、事業実施者において素案を作成し、厚生労働省子ども家庭局母子保健課の意見を踏まえ修正等を行うものとする。</p> |

|                 |   |
|-----------------|---|
|                 | <p>ヒアリングの結果から、今後の課題や好事例などの整理を行うこと。</p> <p>3. 有識者会議の設置</p> <p>産婦人科領域の関係団体等の代表者（3名～5名程度）から構成される有識者会議（2回程度開催）を設置し、①4に定める医療機関へのアンケート調査における検査項目等の検討、②調査結果を踏まえた妊婦健康診査の課題の分析等を行う。</p> <p>※ 会議の開催に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響等に配慮し、オンラインによる開催等を検討すること。</p> <p>※ 構成委員の選定、具体的な検討内容、開催頻度等については厚生労働省子ども家庭局母子保健課と協議すること。</p> <p>4. 医療機関へのアンケート調査の実施</p> <p>(1) 調査票の発出及び回収・集計</p> <p>妊婦健康診査を実施している医療機関を対象として、調査票を送付し、回答の回収・集計を行う。調査項目等については、事業実施者において素案を作成し、3に定める有識者会議及び厚生労働省子ども家庭局母子保健課の意見を踏まえ修正等を行うものとする。</p> <p>&lt;想定される主な調査項目&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊婦健康診査として実施している検査項目（告示に定める検査項目及びオプションとして実施している検査項目別）</li> <li>・妊婦健康診査の費用の妊婦への提示の有無</li> <li>・妊婦健康診査の結果等の市町村への提供の状況及び提供にかかる課題</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p> <p>(2) 調査結果の分析</p> <p>調査結果から、妊婦健康診査に関する課題等に関する分析を行う。分析結果については、事業実施者において素案をとりまとめ、有識者会議及び厚生労働省子ども家庭局母子保健課の意見を踏まえ修正等を行うものとする。</p> <p>なお、本調査研究を進めるにあたっては、適宜、厚生労働省子ども家庭局母子保健課と協議すること。また、本調査研究に関する内容について公表する場合は、あらかじめ厚生労働省子ども家庭局母子保健課の了承を得ること。</p> |
| <p>求める成果物</p>   | <p>1. 上記1～4の調査研究による結果をまとめ、考察や提言を加えた電子媒体及び紙媒体での報告書</p> <p>2. アンケート調査及びアンケート調査の集計結果に係る電子データ（原則Excelとする）一式</p>   |
| <p>担当課室・担当者</p> | <p>母子保健課 母子保健係（内線4975）</p>  |